

泉佐野市人権教育推進計画

概要版



人権教育をあらゆる機会に、あらゆる人びとを対象に実施し、人権尊重、擁護をあたりまえの習慣・文化として日常生活に定着させ、すべての市民が人権尊重の精神を踏まえた行動をすることができる社会の実現をめざします。

2023(令和5)年4月

泉佐野市

(本計画の全体版は市ホームページでご覧いただけます。)

推進計画の策定にあたって

- わが国では、人権教育・啓発の世界的な動きを受けて、施策の推進が図られてきました。
- 2016（平成 28）年にはいわゆる「人権三法」が施行され、すべての人の人権が尊重される社会の実現がめざされています。
- 2019（令和元）年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。
- 大阪府では、2022（令和4）年9月に「大阪府人権教育推進計画」が改訂されました。
- 本市では、1993（平成5）年に全国の自治体に先駆けて「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」^{※1}を制定しました。この条例は制定から約30年が経過し、今日の人権をとりまく状況に対応していくため、2023（令和5）年3月に改正しました。また、1998（平成 10）年の「人権教育のための国連 10 年泉佐野市行動計画」および「実施計画」^{※2}の策定以降、社会状況に応じて定期的に計画の見直しを行い、人権教育・啓発を推進してきました。

※1：「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」は、すべての市民が差別されることなく、安心して生きることができる泉佐野市の実現に向けて制定した条例です。

※2：2005（平成 17）年に「泉佐野市人権教育推進計画」および「泉佐野市人権教育推進計画実施計画」へ改訂

- 今もなお世界中で様々な人権問題が生じているなか、普遍的な文化として人権が息づき、すべての市民が差別されることなく、安心して生きることができる泉佐野市の実現をめざし、引き続き人権教育及び啓発を推進するため「泉佐野市人権教育推進計画」を改訂します。

【国内の人権教育・啓発の流れ】

- 1997（平成 9）年「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」策定
- 2000（平成 12）年「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
- 2002（平成14）年「人権教育・啓発に関する基本計画」策定

- 人権三法…障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法



計画期間

- 2023（令和5）年度以降の「泉佐野市人権教育推進計画」（実施計画を含む）とします。
- この推進計画に基づく個別・具体の施策の実施状況については、毎年度とりまとめます。
- 泉佐野市民の人権に関する意識調査を5年ごとに実施します。
- 意識調査の結果を活かし本推進計画の点検及び改訂を行います。

2023 年度 令和5年度	2024 年度 令和6年度	2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	…
					…
計画の開始			市民意識調査 の実施	計画の改訂	

推進体制

- 泉佐野市人権対策本部の中に「人権教育推進委員会」を継続して設置し、全庁をあげて人権教育を総合的に推進していきます。
- 計画の周知や推進を図るための方策を継続的に実施していきます。

1 あらゆる場における人権教育

(1) 学校における人権教育

- 一人ひとりの子どもが権利を行使する主体として、その人権が尊重される環境づくりへの取り組み、他人の立場や痛みを理解し、お互いの人権を尊重することや、人として基本的に守らなければならないルールや、いのちの大切さに対する気づきを促す取り組みが必要です。
- 学校がすべての子どもにとって、安心して安全に学ぶことができ、同時に、一人ひとりの違いを認め合う感性や集団生活を通して自らの権利と義務を自覚する態度を育成する場所となるよう取り組むことが大切です。

(2) 職場における人権教育

- 人権が尊重される社会の実現に関わりの深い立場にある公務員、教職員、さらには、子ども、障害者、高齢者等の人権の課題に密接に関わっている福祉関係者、医療関係者に対する人権教育、研修の充実が大切です。
- 民間団体や企業等に対しては人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みに積極的・主体的な参画を促すとともに、職場における人権研修の充実を図るための内容や手法等について支援していく必要があります。

(3) 家庭における人権教育

- 家庭における人権教育は、人間形成にとって非常に重要であることから、子育て期間や子どもの学齢期はもとより、生涯にわたっての人権教育が家庭で取り入れられるよう支援や情報提供を行うとともに保護者との協力・連携を深めていくことが大切です。
- 家庭には様々な形態があり、それぞれに対応できる相談窓口を充実し、子どもの発達過程に応じた適切な子育てができるよう支援します。

(4) 地域における人権教育

- 差別のない社会、個人としての尊厳が重んじられる社会づくりのためには、一人ひとりが人権尊重社会の実現に向けて、主体的な取り組みが必要であり、すべての市民が主体的に学べる場の確保や、情報や教材の提供等の環境づくりが重要です。

2 人材の養成と活用

- 人権の課題について市民の学習意欲を刺激したり、学びの場を設定したり、情報提供できるよう、地域や職場等の市民の身近なところで人権教育に取り組む指導者の養成や、人権教育を効果的に推進するために重要な役割を果たす専門的な指導者等の人材を養成することが不可欠です。
- 市民が人権について学んだ成果を周囲に発信していけるような機会づくりにも取り組んでいくことが大切です。



3 効果的な啓発、情報提供の実施

- 効果的な人権教育を実施するには、人権に関する関心を引き起こし、学ぶ意欲を持ち、主体的な学習につながるような教材の収集、作成が不可欠です。また、学習者の様々なニーズや学習段階に応じたきめ細かい教材の整備や、インターネット等のあらゆる情報媒体を活用した積極的・継続的な情報発信等が必要です。



人権問題を市民のみなさんと一緒に考えていくために、人権啓発冊子「人として生きる」を作成し、人権啓発イベントや講座などで配布しています。また、市ホームページでも公開しています。

4 国、府、企業、民間団体等との連携

- 人権文化を社会の隅々にまで根づかせるためには、国、府はもちろん、民間団体や企業と連携、協働する関係づくりが大切です。【泉佐野市人権研究集会実行委員会・構成団体】

- ・泉佐野市人権を守る市民の会
- ・泉佐野市長生会連合会
- ・部落解放同盟大阪府連合会鶴原支部
- ・部落解放同盟大阪府連合会榎井支部
- ・あいあいクラブ
- ・泉佐野市社会福祉協議会
- ・いずみさの女性センターネットワーク (IWN)
- ・泉佐野市職員同和問題研究会
- ・泉佐野市こども会育成連合会
- ・泉佐野市仏教会
- ・公益社団法人泉佐野市人権協会
- ・泉佐野市町会連合会
- ・泉佐野市 PTA 連絡協議会
- ・部落解放同盟大阪府連合会下瓦屋支部
- ・泉佐野市身体障害者福祉会
- ・岸和田人権擁護委員協議会泉佐野市地区委員会
- ・泉佐野市民生委員児童委員協議会
- ・泉佐野商工会議所
- ・泉佐野市人権教育研究会
- ・泉佐野市体育協会
- ・部落解放泉佐野・田尻・熊取共闘会議
- ・泉佐野市青年団協議会
- ・大阪泉州農業協同組合
- ・泉佐野市在日外国人教育研究会
- ・泉佐野市青少年指導員連絡協議会
- ・泉佐野市行政相談委員会

本市では、様々な団体があらゆる差別をなくすため、人権意識の高揚と確立を目指して活動しています。

国際理解の推進

- 世界に開かれた多様性と包摂性のある国際人権都市をめざしていく上では、互いの文化、習慣等の違いについての相互理解を深め、すべての人にとって住みやすいまちづくりが不可欠です。
- 多様な文化や価値観を持つ人々と共に生きていく社会を築くため、市民の人権意識の高揚を図るとともに、相互理解のための研修事業や交流事業の実施、市内でともに生活する外国の人たちの生活や思い等を知り、そのことに気づく取り組みや日本語の読み書きを学ぶ場の設定等の取り組みを今後とも継続的に実施していく必要があります。



分野別人権施策の推進



(1) 女性の人権問題

- 性別による役割分担意識の解消に向けた啓発を推進します。
- 地域活動や就労の場等で政策方針決定過程への女性の参画を推進します。
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶をテーマにした講演会、講座等を開催します。

女性の人権問題に関する法律

- ・男女共同参画社会基本法
- ・女性活躍推進法
- ・ストーカー規制法
- ・DV防止法
- など

(2) 子どもの人権問題

- 多世代・異年齢がふれあい・交流できる拠点を充実させ、世代間交流を推進します。
- 各学区組織との連携により地域全体で青少年を見守り育成する環境づくりを促進します。
- 家庭教育の重要性に関する啓発に努めます。
- インクルーシブ教育システムの構築に向けて、「ともに学び、ともに育つ」教育理念のもと、支援教育の充実を進めます。小・中学校では、ユニバーサルデザインの授業を推進し、また、すべての学校で支援学級との交流会を実施します。
- 泉佐野市要保護児童対策地域協議会関係機関が連携を図り、虐待の早期発見・早期対応につなげます。
- 各小中学校と教育支援センター、及び関係機関が密接に連携し、不登校対策を推進します。
- 「泉佐野市いじめの防止等に関する条例」の趣旨を広く周知啓発するとともに、各小中学校が保護者や地域住民等と協働しながら、いじめの問題の克服に向けて実効性のある取り組みを進めます。
- 各小中学校が、庁内関係課や関係機関、SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）等の専門家と連携を図り、ヤングケアラーの実態把握に努めるとともに、既存の支援サービスに適切につなぎます。

子どもの人権問題に関する法律

- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・児童福祉法
- ・児童虐待防止法
- ・いじめ防止対策推進法
- ・子ども貧困対策推進法
- ・教育機会確保法
- など

(3) 高齢者の人権問題

- 地域包括支援センター*の役割や機能について、普及・啓発に努めます。
*地域型包括支援センターでは、介護や障害、子育て、生活困窮など、暮らしに関する相談をはじめ、妊娠届の受付・母子健康手帳の発行や各種福祉サービスに関する情報提供などを行っています。
- 高齢者虐待防止についての啓発を行うとともに、虐待を発見した場合の通報義務や通報窓口等について周知を行います。
- 介護保険施設等において、身体拘束ゼロをめざした自主的な取り組みが推進できるよう、引き続き啓発に努めるとともに、広く高齢者の尊厳を保つ介護に関する周知を図ります。
- 認知症高齢者の尊厳が保たれるように、認知症に対する正しい理解や知識が社会全体に広まるよう意識啓発活動の充実に努めます。

高齢者の人権問題に関する法律

- ・高齢者虐待防止法
- など

(4) 障害者（児）の人権問題

- 障害者差別解消法に関する啓発を推進します。
- 小・中学校での総合的な学習の時間において、手話や点字ブロック等の理解だけでなく、幅広い体験的な活動を通して福祉に関わる実践力を育むよう福祉教育を推進します。低学年や高学年も含めた「複数年にわたる体系的なプログラム」に基づき、体験学習を進め、また、高学年では高齢者や障害のある人、支援学校との交流を推進します。
- 発達障害、高次脳機能障害等に対する理解の普及啓発を推進します。
- 障害者虐待防止法に関する広報・啓発活動を積極的に行うとともに、通報・相談窓口である障害者虐待防止センターの周知を行い、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。
- 権利擁護支援センターや権利擁護に関する各種制度についての広報活動や研修活動に取り組みます。
- 身体障害者補助犬法に基づき、公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。
- 障害のある人に関するマークの普及・啓発に努めます。

障害者（児）の人権問題に関する法律

- ・ 障害者基本法
- ・ 障害者虐待防止法
- ・ 障害者総合支援法
- ・ 発達障害者支援法
- ・ 障害者差別解消法（★）
- ・ 障害者雇用促進法
- など

(5) 部落差別（同和問題）

- 結婚や就職に際する身元調査の不当性を啓発します。
- 部落差別をなくし、当事者や近隣住民が誇りを持って生きられる地域環境づくりを推進します。
- 部落解放運動を語る詐称行為は部落差別を利用しての行いです。毅然とした態度で臨めるよう啓発に努めます。
- 大阪府宅地建物取引業における人権問題に関する指針に基づき、業者へ協力と理解を促し、差別の解消に向けた啓発を推進します。
- 部落差別解消推進法を活用し、積極的な啓発活動等を推進します。

部落差別（同和問題）に関する法律

- ・ 部落差別解消推進法（★）
- など

(6) 外国人の人権問題

- ヘイトスピーチ解消法について啓発を推進します。
- 外国人の人権についての啓発を推進します。

外国人の人権問題に関する法律

- ・ ヘイトスピーチ解消法（★）
- など

★障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法を

いわゆる「人権三法」といいます。



(7) 情報化社会にかかわる人権問題

- 個人情報保護の重要性に関する啓発を推進します。
- インターネット上での人権侵害を「しない、させない」ための啓発を推進します。
- 本人通知制度の登録者が増えるよう、制度の重要性の啓発を推進します。

情報化社会にかかわる人権問題に関する法律

- ・プロバイダ責任法
- ・個人情報保護法
- など

(8) 感染症等にかかわる人権問題

- 感染症に対する正しい知識に基づき理解を深めるための啓発を推進します。

感染症等にかかわる人権問題に関する法律

- ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律
- など

(9) 性自認・性的指向にかかわる人権問題

- 性の多様性についての理解を深める啓発を行います。

(10) 様々な人権問題

- アイヌの人びとや北朝鮮による拉致問題、犯罪被害者等の人権について等、あらゆる人権課題についての啓発を推進します。

様々な人権問題に関する法律

- ・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律
- など

日常生活の中で出会うさまざまな悩みや不安について、お気軽にご相談ください。
あなたの悩みや問題をゆっくりお聞きし、問題整理のお手伝いをします。

相談窓口等の案内 (2023(令和5)年3月時点)

[人権擁護委員による人権相談]

人権擁護委員*が人権に関する相談等をお受けします。「憲法週間」「人権擁護委員の日」「人権週間」等の期間には、特設で相談日を設け、人権相談を開設しています。

*人権擁護委員は法務大臣より委嘱を受け活動する地元の市民です。人権啓発活動や人権相談を行っています。

[総合生活相談]

人権侵害・就労支援・進路選択・生活相談を行っています。

[女性のための面接相談および電話相談]

女性カウンセラーによる面接相談と女性相談員による電話相談を行っています。

[無料法律相談]

弁護士が、離婚、相続、借金、不動産などの法律知識が必要な問題の相談に無料で応じます。

[無料労働相談]

弁護士が、解雇、賃金、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の法律知識が必要な労働問題の相談に無料で応じます。

[行政相談]

行政相談委員が国の行政活動全般に対する苦情や要望の相談に応じます。



泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例 前文

2023(令和5)年4月1日 施行

日本国憲法が保障する「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下での平等」及び世界人権宣言の「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする理念は人類普遍の原理であり、私たちはこの理念のもと差別をなくし、すべての人間が大切にされる社会の実現に向けて努力し続けなければならない。

泉佐野市では、平成5(1993)年に「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」を制定した。この条例は、包括的な差別撤廃条例として当時としては画期的なものであり、その後「差別撤廃条例を暮らしに活かそう」をテーマに不断の取り組みを重ねてきた。その間、我が国においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)、部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成31年法律第16号)の制定など、差別の解消や人権尊重に関する法整備も進んできた。

しかし、それは一方で未だ法律を制定してまで取り組まなければならないほど深刻な差別の実態が存在していることでもある。また、時代の推移により、条例の制定時には想定していなかった形態での女性、子ども、高齢者、障がい者、在日外国人に対する差別や人権侵害が新たな形態で生起し、さらに、感染症患者及びその家族に対する差別や人権侵害、性的指向や性自認に基づく差別や人権侵害、インターネット上の差別や人権侵害など、新たな対応が求められる事案も生起している。

いうまでもなく、差別や人権侵害は許すことのできない社会悪である。市、市民及び事業者は、差別や人権侵害を絶対に許さないという強い決意をもって、差別のないまちづくりに取り組まなければならない。差別や人権侵害を受けた人がその辛さや苦しみを乗り越えられるような、そして、差別や人権侵害行為を行ったものが自らの行為の責任を自覚し、変容していけるような地域社会を作っていかなければならない。

差別や人権侵害を許さず多様性が尊重され、誰もが安心して生活していける国際人権都市・泉佐野市をめざすため、この条例を制定する。

泉佐野市人権教育推進計画概要版

発行 泉佐野市 市民協働部 人権推進課

〒598-8550 大阪府泉佐野市市場東1丁目1番1号

TEL:072-463-1212(代表)

FAX:072-464-9314(代表)